

	<p>～聴覚障害のある方等に窓口を安心してご利用いただくため～ 窓口での遠隔手話通訳を開始します</p>
<p>と き</p>	<p>10月1日（土）から利用開始</p>
<p>と ころ</p>	<p>練馬庁舎、区民事務所、総合福祉事務所、保健相談所</p>
<p>区は、10月1日よりタブレット等を利用して、職員と来庁者の会話を手話オペレーターが通訳して必要な手続きを進める「遠隔手話通訳」を開始する。</p> <p>この取組は、令和4年第二回定例会において成立した「練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例」に基づき実施する、障害者の意思疎通支援の取組の一つ。聴覚障害のある方からは、ろう者にとって手話は言語であり、「いつでもどこでも」手話通訳を利用できるようにとの声が寄せられていた。</p> <p>聴覚障害のある方などのコミュニケーション手段の充実を図るため、既存の「手話通訳者の設置・派遣」に加え、さらにサービスを拡大する。</p> <p>練馬庁舎内すべての窓口で対応するほか、区民事務所、総合福祉事務所、保健相談所などにおいて対応する。</p>	

【利用できる窓口・時間】

<p>区役所（練馬庁舎） 総合福祉事務所（光が丘・石神井・大泉） 保健相談所（豊玉・北・光が丘・石神井・大泉・関）</p>	<p>平日 午前8時30分から午後5時15分</p>
<p>区民事務所（練馬）</p>	<p>平日 午前8時30分から午後7時 土曜 午前9時から午後5時</p>
<p>区民事務所（光が丘・石神井・大泉・早宮・関）</p>	<p>平日 午前8時30分から午後7時</p>

※今後、順次、利用できる窓口を拡大する。

【遠隔手話通訳のイメージ】



【参考：練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例】

令和4年6月22日報道発表資料 ([該当ページへリンク](#)) のとおり

【問合せ】練馬区 障害者サービス調整担当課 障害調整係

電話 03-5984-1456